

2021年5月7日
九州旅客鉄道株式会社

緊急事態宣言に伴うきっぷの払いもどしについて

2021年5月7日に一部地域への緊急事態宣言の延長及び福岡県の発出が決定しました。これに伴う感染防止(移動自粛等)を理由にご利用をとりやめる場合は、無手数料により乗車券類の払いもどしをいたします。

●普通乗車券、特急券、グリーン券、指定席券、割引きっぷ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等を事由としてご旅行を見合わせる場合は、手数料をいただかずに払いもどしをいたします。

※2021年4月25日から2021年5月31日までを有効期間に含むものに限ります。

ただし、JR九州内で完結する区間のものについては2021年5月12日から2021年5月31日までを有効期間に含むものに限り

※フリーパスタイプのは使用開始前のものに限り

※東海道・山陽新幹線の「新幹線回数券」(6枚つづり)は2021年5月11日以前に購入したものに限ります。

※特措法に基づく「緊急事態宣言」発出に伴う外出自粛要請により、上記の無手数料払いもどし対象となるきっぷについては、有効期間終了後であっても2022年5月31日までの間、きっぷの有効期間内に払いもどしのお申し出があったものとして取り扱います。

※JR九州インターネット列車予約できっぷをご予約いただいたお客さまは、予約サイトの【重要なお知らせ】欄をあわせてご確認ください。

※旅行会社が発売する宿泊施設等とセットになった旅行商品をお持ちのお客さまは、お求めになった旅行会社にお問い合わせください。

●定期乗車券・普通回数乗車券

緊急事態宣言発出に伴い、(1)に定める条件を全て満たす定期乗車券・普通回数乗車券については、2022年5月31日までの間、実際の払いもどし申出日にかかわらず、(2)に定める該当する日に払いもどしのお申し出があったものとして取り扱います。

(1) 対象となる定期乗車券・普通回数乗車券の条件(①~③)を全て満たす場合に限り対象とします)

①2021年5月11日までに購入したものであること

②緊急事態措置期間(福岡県においては2021年5月12日から2021年5月31日まで)を有効期間に含むこと

③券面表示区間に緊急事態宣言の対象となっている福岡県の駅を含むこと(福岡県を

通過となる区間のものも含まます)

(2) 払いもどしのお申し出があったものとする日

①2021年5月11日までに有効開始となる定期乗車券

ア 緊急事態措置期間(5/12~5/31)にご利用になっていない場合は5月11日

イ 緊急事態措置期間(5/12~5/31)が最後の使用日の場合はその日

ウ 緊急事態措置期間終了後(6/1~)に使用した場合はお申し出があった日

②2021年5月12日以降に有効開始となる定期乗車券

ア 定期乗車券が未使用の場合は、当該定期乗車券の有効開始日の前日

イ 緊急事態措置期間(5/12~5/31)が最後の使用日の場合はその日

ウ 緊急事態措置期間終了後(6/1~)に使用した場合はお申し出があった日

③普通回数乗車券

当該普通回数乗車券の有効期間内の日

なお、払いもどしの際には上記の「払いもどし申し出があったものとする日まで」ご使用いただいたとして、弊社規定による払いもどしの計算を行い、所定の払いもどし手数料を差し引いた額を払いもどします。払いもどし額がない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

(注) 定期乗車券の払いもどしの際は、駅窓口備え付け「再発行・払いもどし・変更申込書」のご記入、及び「公的証明書(免許証・学生証等)のご呈示が必要です。